

第 267 回
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1 かすみがうら市農業委員会告示第 8 号

令和 8 年 8 月 4 日かすみがうら市農業委員会告示第 8 号をもって、令和 8 年 8 月 10 日(月)かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 267 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2 総会の日時および場所

令和 8 年 8 月 10 日(月) 午後 2 時開会
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3 出席委員

1 番	石塚 洋二	2 番	麻生 登美子	3 番	豊崎 静代	4 番	中山 峰雄
5 番	佐賀 正治	6 番	井坂 孝雄	7 番	齋藤 務	9 番	小倉 達也
10 番	宮本 康子	12 番	矢口 明之	13 番	福田 美保	14 番	関 宏幸
15 番	飯田 敬市						

4 欠席委員

8 番 廣瀬 栄二 11 番 岡部 正仁

5 説明のため出席した者

事務局長 齋藤 英憲 係長 松澤 智之 主任 齋藤 秀樹
主任 長田 千絵美

6 議事録署名委員

5 番 佐賀 正治 6 番 井坂 孝雄

7 議事日程

① 諸般の報告について

② 議事録署名委員について

③ 日程の決定について

④ 報告案件について

報告第24号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届について

報告第25号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第26号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第27号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

⑤ 議案審議について

議案第34号 農地法第3条の規定による権利の設定・移動の許可について

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第36号 現況証明願の交付決定について

議案第37号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について

午後 2 時 54 分閉会

事務局長	ただ今の出席委員は 13 名で、会議規則第 7 条の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。 ただ今から、令和 8 年第 267 回農業委員会総会を開会いたします。 なお、委員会会議規則第 4 条により、8 番 廣瀬栄二、11 番 岡部正仁委員から欠席届が提出されております。 それでは、会議規則第 5 条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、飯田会長にお願いいたします。
議長	(会長あいさつ) (諸般の報告)
議長	次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第 16 条第 2 項の規定により、5 番 佐賀正治委員、6 番 井坂孝雄委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記は、事務局の長田主任を指名いたします。
議長	次に、日程の決定について、お諮りいたします。 ただ今から午後 5 時までとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	ご異議なしと認め、さよう決しました。
議長	次に、報告 24 号ないし第 27 号の報告案件ですが、委員の皆様には、既に議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略しまして、質疑に入ります。 報告第 24 号ないし第 27 号について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	ご意見等ございませんので、報告第 24 号ないし第 27 号は、これで終わります。

議長	それでは、議案審議に入ります。 はじめに、報告第 34 号「農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について」を上程いたします。 まず、番号 1 番の案件については、先の第 266 回総会において説明済みで、審議保留となった案件でございますので、説明等は省略いたしまして、今回は補足説明のみを求めます。 事務局より補足説明をお願いいたします。
事務局	(事務局説明)
議長	ただ今、事務局の説明が終わりました。 これより議案審議に入ります。 番号 1 番の案件について、ご意見、ご質問等はございますか。
委員	今回は 3 条についての解釈ですが、5 条についてはどう考えますか。
議長	事務局の説明を求めます。
事務局	5 条についても特別な制限はないものと認識しております。
議長	そのほか、ご意見、ご質問等はございますか。
委員	前回も気になって指摘したんですが、受人の経営面積が約 13,000 m²、貸付面積が約 19,000 m²、今回が約 10,000 m²の所有権移転。今回の所有権移転分を加味すれば、合点がいくのですが、現状、経営面積よりも貸付面積の方が大きいという状態になっていることがちょっと気になるんですが、事務局としてはどういう確認をして今回の議案に上程しているのかを確認したい。
議長	事務局の説明を求めます。
事務局	受人は、別に会社を経営しておりまして、そちらの会社に貸付して、実際には自分で耕作しているような形態を取っております。経営者が取得をして自分の経営する会社に貸付をしている形ですので、第三者に貸付しているといった状態ではございません。このよ

	うな形態を取っている会社は他にもございますので、特段問題はないものと認識しております。
議長	そのほか、ご意見、ご質問等がございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは、採決いたします。 番号１番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 （賛成者挙手）
議長	賛成多数ですので、番号１番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号２番ないし番号４番の案件について、事務局より議案の朗読をお願いいたします。
事務局	（事務局朗読）
議長	ただ今、議案の朗読が終わりました。 続きまして、事前調査員の説明をお願いいたします。
２番 麻生登美子	８月３日午前９時から霞ヶ浦庁舎において、石塚委員と豊崎委員と私 麻生の３名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。 それでは説明いたします。 番号２番の農地は、●●●●●●●●●●から約７００ｍ北東に位置する畑２筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。いちごを作付けする計画です。 続きまして、番号３番の農地は、●●●●●●●●から約８００ｍ東に位置する畑４筆と約４００ｍ北西に位置する畑１筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。梨を作付けする計画です。 続きまして、番号４番の農地は、●●●●●●●●から約５００ｍ南西に位置する畑１筆になります。現況は、きれいに管理されていました。

	申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。さつまいもを作付けする計画です。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。 委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。 議長 ただ今、事前調査員の説明が終わりました。これより、議案審議に入ります。 はじめに、番号2番の案件について審議いたします。 1番 石塚洋二委員が議事参与の制限となりますので、会議規則第13条の規定により退席をお願いいたします。 ここで、暫時休憩いたします。 （1番 石塚洋二委員 退席） 議長 会議を再開いたします。 番号2番の案件について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・ 議長 よろしいですか。それでは採決いたします。 番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。 （賛成者挙手） 議長 全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。 1番 石塚洋二委員の入室を認めます。 暫時休憩いたします。 （1番 石塚洋二委員 入室） 議長 会議を再開いたします。 次に、番号3番及び番号4番の案件について審議いたします。 番号3番及び番号4番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
--	--

議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 3 番及び番号 4 番について、原案のとおり 許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 3 番及び番号 4 番は原案のとおり許可することに決定いたします。 以上、議案第 34 号 4 件の申請については、許可することに決定いたしました。
議長	次に、議案第 35 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局より議案の朗読をお願いいたします。
事務局	(事務局朗読)
議長	ただ今、議案の朗読が終わりました。 続きまして、事前調査員の説明をお願いいたします。
3 番 豊崎静代	それでは説明いたします。 番号 1 番になります。図面番号 1 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●から約 300m 北西に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 続きまして、番号 2 番になります。図面番号 2 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●から約 150m 南東に位置する畑 2 筆になります。こちらは、第 1 種農地と判断しました。申請人は、自己住宅として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。また、申請地は第 1 種農地ですが、集落に接続していることから不許可の例外に該当し、転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 続きまして、番号 3 番になります。図面番号 3 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●から約 180m 北東に位置する畑 1 筆に

なります。こちらは、第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして、番号4番から5番になります。こちらについては、申請人が同一であり、土地の所在も近いため一括で説明いたします。図面番号4番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●から約200m北に位置する畑3筆になります。こちらは、第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域内ですが、令和8年6月25日付けで地域計画変更申出書が提出されております。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして、番号6番になります。図面番号5番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●から約300m南東に位置する畑1筆になります。こちらは、第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして、番号7番になります。図面番号6番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●から約800m南東に位置する畑4筆になります。こちらは、第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域内ですが、令和8年6月24日付けで地域計画変更申出書が提出されております。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして、番号8番になります。図面番号7番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●の●●●●●●●●●●から約60m南西に位置する畑1筆になります。こちらは、第1種農地と判断しました。申請人は、自己住宅として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。また、申請地は第1種農地ですが、集落に接続していることから不許可の例外に該当し、転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして、番号9番から10番になります。こちらについては、申請人が同一であり、土地の所在も近いため一括で説明いたしま

	す。図面番号 8 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 500m 北東に位置する畑 2 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 続きまして、番号 11 番になります。図面番号 9 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 250m 南に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	ただ今、調査員の説明が終わりました。
議長	これより議案審議に入ります。議案審議は一括にて行います。 番号 1 番ないし番号 11 番の案件について、ご意見、ご質問等ございますか。
委員	番号 7 番について、かなりの面積があり、太陽光発電施設としてのパネルの枚数も 941 枚と、大規模なように見受けられるが、これで小規模太陽光発電施設の要件に合致するのか、またこの内容で許可となるのかを確認したい。
議長	事務局の説明を求めます。
事務局	その内容で太陽光発電施設の担当である環境防災課への事前協議は済んでおります。なお、実際に許可になるかどうかは、今般の農地法の許可が下りた後に他法令との照合を経たうえで、正式に許可となるかどうかの判断を所管課でする予定です。
議長	その他、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・

議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番ないし番号 11 番は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 1 番ないし番号 11 番は、原案のとおり許可することに決定いたします。 以上、議案第 35 号 11 件の申請については、許可することに決定いたします。
議長	次に、議案第 36 号「現況証明願の交付決定について」を上程いたします。 事務局より議案の朗読をお願いいたします。
事務局	(事務局朗読)
議長	ただ今、議案の朗読が終わりました。 続きまして、事前調査員の説明をお願いいたします。
1 番 石塚洋二	それでは説明いたします。 番号 1 番になります。図面番号 10 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●から約 300m 南西に位置する畑 1 筆になります。こちらは、21 年以上前から住宅敷地として使用しており、現在に至っていることから証明しても問題ないと判断しました。 続きまして、番号 2 番になります。図面番号 11 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●の●●●●●から約 50m 南西に位置する畑 1 筆になります。こちらは、20 年以上前から住宅敷地として使用しており、現在に至っていることから証明しても問題ないと判断しました。 以上、委員の皆様の更なる審議のほど、よろしくをお願いいたします。
議長	ただ今、事前調査員の説明が終わりました。 これより議案審議に入ります。議案審議は一括にて行います。 番号 1 番及び番号 2 番の案件について、ご意見、ご質問等ございますか。

	・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番及び番号 2 番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、番号 1 番及び番号 2 番は原案のとおり交付することに決定いたします。 以上、議案第 36 号 2 件の申請については、交付することに決定いたしました。
議長	次に、議案第 37 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農地利用集積等促進計画案の意見の決定について」を上程いたします。 事務局より議案の説明をお願いいたします。
事務局	（事務局説明）
議長	ただ今、議案の説明が終わりました。 これより議案審議に入ります。 はじめに、番号 16-1 番の案件について審議いたします。 9 番 小倉達也委員が議事参与の制限となりますので、会議規則第 13 条の規定により退席をお願いいたします。 ここで、暫時休憩いたします。 （9 番 小倉達也委員 退席）
議長	会議を再開いたします。 番号 16-1 番の案件について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 2 番について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。 （賛成者挙手）

議長	全員賛成ですので、番号 2 番は原案のとおり決定いたします。 9 番 小倉達也委員の入室を認めます。 暫時休憩いたします。 (9 番 小倉達也委員 入室)
議長	会議を再開いたします。 次に、番号 76-1 番ないし番号 78-1 番の案件について審議いたします。6 番 井坂孝雄委員が議事参与の制限となりますので、会議規則第 13 条の規定により退席をお願いいたします。 ここで、暫時休憩いたします。 (6 番 井坂孝雄委員 退席)
議長	会議を再開いたします。 番号 76-1 番ないし番号 78-1 番の案件について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。 それでは、採決いたします。 番号 76-1 番ないし番号 78-1 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 76-1 番ないし番号 78-1 番は原案のとおり決定いたします。 6 番 井坂孝雄委員の入室を認めます。 暫時休憩いたします。 (6 番 井坂孝雄委員 入室)
議長	会議を再開いたします。 次に、番号 16-1 番及び番号 76-1 番ないし番号 78-1 番を除く案件について審議いたします。 番号 1-1 番ないし番号 15-1 番、番号 17-1 番ないし番号 75-1 番、番号 79-1 番ないし番号 105-1 番の案件について、ご意見、ご質問等ございますか。

議長	・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・ よろしいですか。 それでは、採決いたします。 番号 1-1 番ないし番号 15-1 番、番号 17-1 番ないし番号 75-1 番、番号 79-1 番ないし番号 105-1 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、番号 1-1 番ないし番号 15-1 番、番号 17-1 番ないし番号 75-1 番、番号 79-1 番ないし番号 105-1 番は、原案のとおり決定いたします。 以上、議案第 37 号 105 件の申請については、決定いたしました。
議長	以上で、本日の議案審議は終了いたしました。 来月の総会は、9 月 10 日（木）午後 2 時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、4 番中山峰雄委員、5 番佐賀正治委員、6 番井坂孝雄委員です。日時は、9 月 3 日（木）午前 9 時から霞ヶ浦庁舎小会議室 2 とします。よろしくお願いいたします。 以上を持ちまして、第 267 回農業委員会総会を閉会いたします。 慎重審議、大変お疲れさまでした。 かすみがうら市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項により署名する。
	かすみがうら市農業委員会会長 <u>飯 田 敬 市</u>
	署 名 委 員 <u>佐 賀 正 治</u>
	署 名 委 員 <u>井 坂 孝 雄</u>